

エスニシティと経済的連帯

— 金融講の形成を事例として —

樋口直人

1. 問題の所在

文化的関心とエスニシティが分かちがたく結びついているのに対し、経済的関心とエスニシティには、論理的に直接的な関係は存在しない⁽¹⁾。けれども、現実には経済とエスニシティには密接なつながりがあるため、エスニックな経済的連帯について、さまざまな議論がなされてきた。なかでも、エスニックな経済的連帯の原因として、エスニシティと階級の重なりを挙げるのが、最も有力な説明であった。労働市場がエスニシティの境界に沿って分割されていれば、エスニシティと経済的利益が一致するというのである (e.g. Hechter, 1975; Olzak, 1992)。

しかし、方法論的個人主義の立場からすると、それでは経済的連帯のための必要条件しか示し得ない。そこで本稿では、構造論の説明にとどまらない論点を提示してみたい。具体的には、経済的関心に基づく集団形成とエスニシティの関連を、M・ヘクターの集団連帯理論に依拠して考察する。

2. 集団連帯の理論

70年代に構造論的アプローチをとっていたヘクターは、1982年以来、合理的選択理論を用いた集団形成の研究を行っている (Hechter, Friedman and Apperbaum, 1982)。さらに、彼はこれをエスノナショナリズムや分離主義運動の分析に応用している。

ヘクターによれば、個人では生産できないが必要な共有財を消費したいという個人の欲求から、集団は形成される (Hechter, 1987: 30)⁽²⁾。集団で共有財を生産することにより、規模の経済が働くとともに、リスクと費用を分割で

きるからである(Hechter, 1990: 16)。ここで共有財とは、集団によって供給される財を指す。このため、共有財の消費において利害を共有していることが、集団形成の条件となる。共有財の生産に当たっては、調整や配分の問題を解決しなければならないため、集団の規則や制度を作って問題の解決をはかる。成員は、共有財を消費するためにこれらの規則に従う。このとき、集団内部で連帯が発生する。このように、共有財を消費するために個人が自発的に集団を作り、その規則にしたがうとされているところに、ヘクターの議論の特徴がある(久慈, 1991: 51-2)。

しかし、共有財の生産には常にフリーライダーの問題がつきまとう。ヘクターは、この問題を共有財全体にかかわるものとして考える⁽³⁾(Hechter, 1987: 35)。それでは、こうした財はどのようにして供給されるのだろうか。ヘクターによれば、それは排除性によってである(: 36)。共有財が排除性を持つ程度に応じて、集団はフリーライダーを排除することが可能になる。

ヘクターは、集団連帯を説明するにあたって、依存と統制という2つの要素を用いている。合理的な個人は、共有財から得られる便益が義務を守る費用を越えたときにのみ、集団に加入する(: 42)。つまり、集団加入にあたっては費用を最小にする誘因が働いている。しかし、こうした集団への加入にあたっては費用の引き下げを阻む要因が3つ存在している(: 45)。第1に、費用を引き下げるための集会的意思決定を行うこと自体に費用がかかってしまう。こうした費用を払うよりは、現行の費用で落ちつくことになる。第2に、集団が供給する財を継続的に享受したいと思うほど、その財が供給されないリスクを避けるようになる。第3に、財を供給する集団が他になければ、成員は多くの費用を払うだろう。成員にとって集団の完全競争市場を仮定することは全く非現実的であるため、こうした議論が成立するのである。このとき、集団の義務を守る費用を決定するものは、共有財の生産費用ではなくて成員の依存の度合いと考えた方がよい。

しかし、依存だけでは集団の連帯は保てない。問題なのは成員が義務を守るか否かである。フリーライダーへの誘惑をどのようにして抑えて、集団の義務を守らせるのか。ヘクターはそれを集団の統制能力に求めている(: 49)。共有財の排除性を保つには依存だけでは不十分で、何らかの統制手段が必要になるからである(: 38, 52)。この統制能力によって、集団はフリーライダーを

排除することができる。

しかし、統制と成員の服従の関係はそれほど単純なものではない（：50）。統制には制裁と監視という2つの要素があるからである。このうち制裁は、成員に対する選択的誘因として働く。つまり、集団に対して効果的に報酬や罰則を与えるだけの資源を集団が持つ必要がある。ただし、制裁を行うには成員が義務に従っているかを判定できなければならない。そこで監視が必要になる（：51）。一般に、義務を守らない成員は自分の行動を隠そうとする傾向がある。こうした個人の行動を観察し、集団の義務をどの程度守っているかを測定するのは非常に難しいので、監視自体がかなり問題をはらんだものとならざるをえない。

したがって、集団の義務に従わない原因として少なくとも2点が考えられる。制裁がきちんとされていない場合か、監視に欠陥がある場合である。制裁も監視も実行には費用がかかるので、集団の統制能力には常に費用的な制約が伴う。集団に対する成員の依存が高く、かつ成員を統制する能力が存在してはじめて連帯は強くなる。それゆえ、統制の費用を最小に抑えつつ、統制能力を最大限にする工夫が必要になる。

3. 金融講の概要

金融講とは、「定期的に資金を出資して、出資分の全部ないし一部を出資者に順次支払っていくことで同意した参加者からなる自発的結社」（Ardener, 1964: 201）である。金融講は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカにおいて古くから広く存在していた。たとえば韓国では、15世紀にはすでに講があったことを示す記録がある（Light and Bonacich, 1988: 245）。従来、金融講は「前近代的」組織とみなされており、近代化にともなって順次近代的な金融組織に置き換わるものとされていた。ところが、地域差は大きいものの、金融講は今なお各地で存続している。現在では、開発途上地域における経済発展に伴う金融需要を満たすものとして、金融講が注目されている（水野, 1994: 3）。いわゆる先進諸国においては、金融講が移民企業の資本調達の手段となっている側面が注目されてきた。金融講が現在でも世界各地で活発な展開をみせている背景には、その組織上の特性がユニークなことがあるだろう。成員の数や資格、あるいは出資額も状況に応じて変化させられる柔軟性が、金融講の存続を

支えていると考えられる。

金融講の研究は大きく3つのアプローチに分けられる。第1に、金融講が資本蓄積において果たす機能に注目するものがある。発展途上国における近代化における金融講の役割を評価するもの (e.g. Geertz, 1962), および移民企業において金融講が資本蓄積に果たす機能を重視するもの (e.g. Light et al., 1990) が該当する。

第2に、金融講がなぜ必要とされるのかといった需要の側面に焦点を当てた研究も多い。貧困に対する適応手段として金融講を理解するものが該当する (e.g. Kurtz, 1973)。

第3に、金融講が持つユニークな組織特性を理論的に検討する研究がある。金融講はさまざまな形態を持ちつつも、すべての場合について共通の組織特性を持っている。この特性は非常に単純であり、そうであるがゆえに多くの理論家の興味を引くところとなってきた (e.g. Coleman, 1988; Hechter, 1987)。

本稿の議論は、このうち第3のアプローチに属する。第2のアプローチが強調するように、需要がなければ金融講は存在していないだろう。とはいえ、需要だけでは金融講が成立するには不十分である (Cope and Kurtz, 1980)。金融講は、常に債務不履行が生じる危険をはらんでいるため、成員相互に高い「信頼」がなければ形成されないからである (Coleman, 1988)。ここで信頼とは、自分が他者に供給した財を何らかの形で回収できるという期待を行為者が持つことを指す。合理的な個人の間において信頼が形成されるには、「巧妙な制度的配置によって、不正を行っても割に合わなくなる」状況が前提条件になる (Granovetter, 1985: 489)。さもなければ、自分が他人に付与したものが払い戻されてこないからである。

したがって、金融講の形成について論じるには、信頼が成立する基盤を明らかにしなければならない。現代社会において最も広範に信頼を供給するのは、強制力を持った法であろう。しかし、金融講を支える信頼は、法のみによっては成立しない。むしろ、法の強制力の届かぬ領域において、金融講の多くが形成されているように思われる。すなわち、法による信頼が十分確保されていないところで、法以外の信頼供給システムが機能するのである (Landa, 1994: Ch.5)。

それでは、なにが信頼を供給しているのだろうか。このうちエスニックな類

縁性は、信頼を供給するための有力な基盤の1つである。ただし、ここで筆者は、ギアツのような原初的特性重視論者の議論を採用しているわけではない。あくまでも集団の統制能力が信頼の基盤になると考える。つまり、エスニックな類縁性が、信頼の成立に必要な統制装置を提供するからこそ、経済的関心に基づく集団もエスニックな特性を持つのである。そのため、金融講とエスニシティの関係について、信頼を担保する統制が供給されるメカニズムを検討する必要がある。

4. 金融講における統制

一般に、成員の依存が強くなれば、集団が成員に課す義務は多くなる。けれども、それだけでは集団の連帯は保てない。すなわち、金融講は経済的な必要性がなければ存在しないが、需要だけでは金融講が形成されるための十分条件にはならない。ここで問題になるのは、成員が義務を守るか否かである。合理的な個人は、集団に属することで得られる便益を求めるものの、できればそれを無条件で享受したいと思っている。しかし、フリーライダー発生の可能性が許容範囲を超えれば、だれも金融講を形成しようとは思わなくなるだろう。

金融講におけるフリーライダーには、2通りのタイプが考えられる (Hechter, 1987: 108-9)。第1に、割り当てられた出資分を払わないことが想定できる。この場合には出資しない分だけ資金の割り戻しを減らせればよいから問題は少ない。第2に、自分の順番が回ってきて資金を得た後は割り当て分を出資しない「債務不履行」が考えられる。いったん資金を提供された成員には、残りの出資分を払わずに済ませようとする誘因が常に働く。それゆえ金融講にとっては、集団が存続しうる水準まで債務不履行を減らすことが存続の条件になる (Cope and Kurtz, 1980: 230)。

それでは、いかにして債務不履行を減らすことができるだろうか。前述のようにヘクターは、この点について統制という言葉を用いて議論を展開している (Hechter, 1987: 49)。集団は、成員に対する統制によって、成員に義務を守らせてフリーライダーを排除することができる。統制のうち制裁は、成員に対する選択的誘因としての機能を持つ。つまり、制裁を行うには、成員に対して効果的に報酬や罰則を与えるだけの資源を集団が持つ必要がある。

さらに、制裁を行うためには成員が義務を履行しているかどうか監視する必

要がある(：51)。金融講における監視には、大きく分けて次の3つのものがある。第1に、成員が逃げ出して債務不履行にならないかどうか監視しなければならない。第2に、成員が割り当て分を負担しているか監視する必要がある。第3に、成員が出資分以上の資金を引き出さないか監視しなければならない。

しかし2節で述べたように、統制の費用を最小限にしなければ、金融講を形成する誘因は働かない。したがって、統制の費用を最小に保ちつつ、統制能力を最大限にする工夫が必要になる。金融講においては、団体の成員資格を厳しくすることによって、統制効率を高める工夫がなされている(Cope and Kurtz, 1980)。それでは、統制効率を高めるには、成員資格をどのように定めることが必要だろうか。ヘクターは、監視と制裁のそれぞれについて、「統制費用の節約」の方法を挙げている(Hechter, 1987: 150-65)。ヘクターの議論にしたがうと、金融講において統制効率を高めるための方法は、大きく分けて2つある。

第1に、監視の費用を節約することが必要になる。一般に、成員が義務を果たしているかどうかを観察する機会が増えれば、監視の効率は高まる。それゆえ金融講においては、次の規準にしたがって成員の資格を定めなければならない。まず、成員相互の可視性を高めることが考えられる。ある成員が他の成員と接触する機会が少なければ、その成員を監視することは難しくなる。とはいえ、監視を目的として日常的に接触をはかると監視の費用が高くなってしまふ。そのため、日常的に接触する頻度が高い人を成員にしたほうが、監視の効率は高まる。次に、成員の行為の意味に対する解釈を間違わないようにする必要がある。いくら可視性が高く成員の誰もが監視を行ったとしても、成員相互の行為に対する判断が間違っていれば、監視の効率は非常に低くなる。一般に、成員が共通の文化的特徴を共有していない集団において、判断を間違ふことが多くなる(：156)。

第2に、低い費用で効果的に制裁を行う必要がある。合理的な成員が自発的に制裁を行うといっても、制裁の費用を最小にする誘因は常に働いている。それゆえ、低い費用で効果を持つ制裁が実際には好まれることになる。

そうした制裁としては、まず交換価値を持つ財による「物質的制裁」が考えられる。物質的制裁は、ほとんど誰に対しても効果を持つという利点がある。しかしながら、成員の行為に影響を及ぼす程度に物質的制裁を与えると、制裁

に要する費用は他の制裁に比較して大きくなる。現実には、物質的制裁よりも少ない費用で効果を持つ制裁手段が求められることになる。

そこで、名誉、地位といったソフトな財による「社会的制裁」が考えられる。社会的制裁は、相対的に低い費用で実行可能である。ところが、物質的制裁と異なり、社会的制裁は特定の価値を共有するもの以外にはそれほど効果がない。集団内での地位に対する指向などの価値を共有しないものにとっては、社会的制裁は効力を発揮しないからである。それゆえ、同質性の高い集団においてのみ、社会的制裁は有効である。

最後に、集団が行う制裁で最終的なものは、集団からの追放である。しかし、追放が成員にもたらす費用は集団によって異なる。あるギルドの成員同士が金融講を形成したとして、金融講からの追放は一般的にいてギルドからの追放をも意味する。したがって、成員にとって金融講からの追放がもたらす費用は、金融講だけに入っている場合に比べて格段に大きい。つまり、帰属する集団の重なりが増えるほど、制裁が持つ効果は大きくなる。

以上の点を前提としたうえで、成員の資格を具体的に検討してみよう。監視について考えると、他の集団とメンバーシップが重なっていれば監視に要する費用は低減する。さらに、文化的特徴を共有している方が監視の効率が高まる。したがって、文化的特徴を共有する集団の成員同士が金融講を形成した場合に、監視の効率が最も高くなる。

制裁についてみれば、物質的制裁よりも直接的な費用がかからない社会的制裁の方が好まれるのは明らかだろう。そのため、社会的制裁が効果を発揮する人を成員にすればよい。したがって、成員同士の同質性が高く、帰属する集団の重なりが大きい場合に、制裁の効率が最も高くなる。

以上から、経済的条件が同じであれば、次の2点を成員の資格としたときに、統制の効率が最も高くなる。まず第1に、文化的関心に基づく集団の成員であることが望ましい。第2に、文化的同質性が高いほうが望ましい。そして、この2つの条件を満たすのがエスニックな類縁性である。文化的関心に基づく集団とは、エスニシティに限らず趣味のサークルでも宗教集団でもよいし、そうしたエスニシティを共有しない集団からも金融講は生まれうる。それにもかかわらず金融講の多くがエスニックな特性を持っているのは、第1にエスニシティが共通の文化的コードを多く供給しており、第2に他の特性に比べて「制度的

網羅性」(Breton, 1964)の程度が高いことによる。他の文化的関心に基づく集団でも、たとえばコミュニケーションのように生活のすべての側面で関係が形成される集団の場合、エスニシティを共有しなくても十分な統制能力を持つ⁴⁾。何か他の特性とは完全に区別される独自の機能を供給するがゆえに、エスニシティが信頼供給の基盤になるのではない。これまで述べてきた信頼供給の条件を相対的に充足する程度が高いため、エスニシティを共有する集団から金融講が形成されやすいのである。

このため、経済的関心を共有する人同士のなかでも、エスニシティも共有している人の方が、経済的関心に基づく連帯集団を形成する際の障害が少ない。結果的にも、エスニックな類縁性に基づく集団から生まれた金融講の方が、債務不履行のリスクは低下することが予想される。

5. エスニックな経済的連帯の総合的把握に向けて

経済的関心に基づく集団の目的はエスニシティとは直接関係がないため、エスニックな帰属に関係なく集団を形成できる。けれども、エスニシティと階級の区画線が重なる度合いが高ければ、エスニック・カテゴリー内部で、経済的関心に基づく依存が発生しやすくなる。構造論者がいうように、階級的位置が近ければ、集団形成による共通の利益が生まれやすくなるからだ。

にもかかわらず、階級的・地理的の近接性だけでは、集団形成のメカニズムをすべて説明することはできない。そうした構造論的要因は、集団への依存の発生しか説明しないからだ。構造論的要因に加えて、エスニシティが統制に有効であるからこそ、エスニシティを共有するもの同士で信頼が成立するのである。

統制に際してエスニシティが持つ機能は、経済的連帯一般に当てはまる。それゆえ、多くの経済的な連帯集団がエスニックな特性を持つのである。このことは、集団に対する依存のみに着目する構造論だけでは説明できない。依存と統制という、構造論と行為論を接合する2つの要素を導入することによって、エスニックな経済的連帯を包括的に説明できる。こうした観点から先行研究を位置付け、統合のための知見を得ていくことが、エスニシティと経済的連帯をめぐる次の課題になる。

さらに第2の課題として、本稿で検討したエスニックな連帯に関する議論とエスニックな動員論を接合する必要性を挙げておきたい。ヘクターによれば、

共有財を生産するための連帯集団は、他のさまざまな集団を生み出す基盤となる (Hechter, 1987: 119)。このなかには、公共財を生産する集団も含まれる。このような、既存の集団がエスニックな集合行為の基盤になるといった議論は、エスニック競争論や資源動員論の中心的な主張をなしている。これまでの議論を経て我々が目にしてるのは、「ネットワークに埋め込まれた合理的行為者」(Friedman and McAdam, 1992: 161) である。しかし、経済的連帯が動員に結びつく過程については、これまでほとんど議論されてこなかった。理論的な考察が不十分であったエスニックな動員の議論に、本稿の知見をどれだけ生かしていけるのか。今後さらに明らかにしていきたい。

〈注〉

- (1) ここでは経済的関心を、交換価値の獲得に対する指向性を指すものとする。
- (2) 共有財とは、集団によって生産される財である。共有財には、公共財 (public good) から共有私財 (jointly-produced private good) まで、排除性の程度が異なる財が含まれる。
- (3) ここがオルソンとヘクターの違いになる。オルソンは、明示的に公共財の生産を目的とする集団についてフリーライダー問題の存在を指摘し、議論の対象としていた。これに対しヘクターは、フリーライダー問題をあらゆる集団について発生するものとしている。
- (4) つまり、成員に高い退出費用を支払わせることができる集団であれば、特にその中身を問わないでも経済的連帯の基盤になる。

参考文献

- Ardener, S. 1964 The Comparative Study of Rotating Credit Association, *Journal of the Royal Anthropological Institute* 94: 201-229.
- Breton, R. 1964 Institutional Completeness of Ethnic Communities and the Personal Relations of Immigrants, *American Journal of Sociology* 70: 193-205.
- Coleman, J. S. 1988 Social Capital in the Creation of Human Capital, *American Journal of Sociology* 94: S95-S120.
- Cope, T. and D. V. Kurtz 1980 Default and the Tanda: A Model Regarding Recruitment for Rotating Credit Associations, *Ethnology* 19: 213-

231.

- Friedman, D. and D. McAdam 1992 *Collective Identity and Activism: Networks, Choices, and the Life of a Social Movement*, in A. D. Morris and C. M. Mueller (eds.), *Frontiers in Social Movement Theory*, New Haven: Yale University Press.
- Geertz, C. 1962 The Rotating Credit Association: A 'Middle Rung' in Development, *Economic Development and Cultural Change* 10: 241-263.
- Granovetter, M. S. 1985 Economic Action and Social Structure: The Problem of Embeddedness, *American Journal of Sociology* 91: 481-510.
- Hechter, M. 1975 *Internal Colonialism: The Celtic Fringe in British National Development, 1536-1966*, London: Routledge and Kegan Paul.
- Hechter, M. 1987 *Principles of Group Solidarity*, Berkeley: University of California Press.
- Hechter, M. 1990 The Emergence of Cooperative Social Institutions, in M. Hechter, K.-D. Opp and R. Wippler (eds.), *Social Institutions: Their Emergence, Maintenance and Effects*, Berlin: Walter de Gruyter.
- Hechter, M., D. Friedman and M. Appelbaum 1982 A Theory of Ethnic Collective Action, *International Migration Review* 16: 412-434.
- 樋口直人 1999 「個人戦略とエスニシティ」『一橋論叢』121巻2号
- 久慈利武 1991 「秩序問題への個人主義的アプローチ」盛山和夫・海野道郎編『秩序問題と社会的ジレンマ』ハーベスト社。
- Kurtz, D. V. 1973 The Rotating Credit Association: An Adaptation to Poverty, *Human Organization* 32: 49-58.
- Landa, J. T. 1994 *Trust, Ethnicity, and Identity: Beyond the New Institutional Economics of Ethnic Trading Networks, Contract Law, and Gift-Exchange*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Light, I. and E. Bonacich 1988 *Immigrant Entrepreneurs: Koreans in Los Angeles 1965-1982*, Berkeley: University of California Press.

Light, I., I. J. Kwuon and D. Zhong 1990 Korean Rotating Credit Associations in Los Angeles, *Amerasia Journal* 16: 35-54.

水野正己 1994 「ネパールの金融講『ディクリ』」『アジア経済』35巻6号.

Olzak, S. 1992 *The Dynamics of Ethnic Competition and Conflict*, Stanford: Stanford University Press.

(付記) 本稿は、樋口(1999)の2節の補論であり、文部省科学研究費補助金による成果の一部である。